

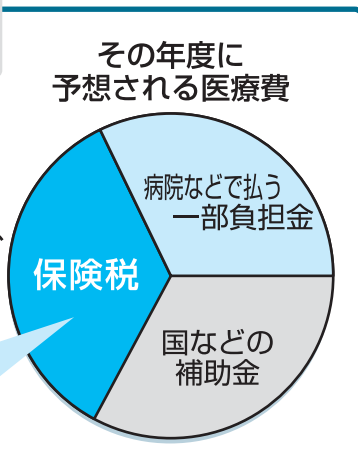
# 国保の保険税

国保(国民健康保険)は、病気やケガに備えて加入者が保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の決め方や納め方について理解を深め、納付にご協力をお願いします。



## 保険税の決め方

保険の財源となる保険税は、運営する市町村ごとに決められます。その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てます。保険税の割り当て方は、下の4つより選択し、一世帯当たりの保険税が決まります。



- 所得割** 世帯の所得に応じた計算
- 資産割** 世帯の資産に応じた計算
- 均等割** 世帯の加入者数に応じた計算
- 平等割** 一世帯当たりいくらかと計算

## 保険税の納め方



### ? 誰が…

保険税を納める納付義務は、国保の加入者であるなしにかかわらず、各世帯の世帯主にあります。

### ? どのように…

介護保険の導入で、医療保険と介護保険はそれぞれの保険税によって支えられるしくみになりました。これにより、40~64歳の方は、医療分と介護分を一括して国保の保険税として納めます。

### ? いつから…

国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出を出した日ではありませんので、注意しましょう。

65歳以上の人	40~64歳の人	40歳未満の人
医療分 ↓ 国保の保険税として納付	医療分+介護分 ↓ 合計した額を国保の保険税として納付	医療分 ↓ 国保の保険税として納付 ※介護保険料はかかりません

たとえば **10月に国保に加入した場合**

国保に加入

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

▶ 年間保険税の12の分6を支払います。

たとえば **11月に国保をやめた場合**

国保をやめた

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

▶ 年間保険税の12の分7を支払います。

年度の途中で加入したり、やめた場合は月割りで計算します。  
(保険税は4月~翌年3月までの年度ごとに計算されます)

※手続は、役場保険課、税務課、桂支所、七会支所、または次の口座振替取扱い金融機関へ。  
(常陽銀行、茨城銀行、関東つくば銀行、水戸農業協同組合、茨城中央農業協同組合、郵便局)

**【問合せ】 保険課 ☎029-288-3111(内線372)**

# 介護保険の保険料

介護は誰もが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、加入する方みんなが保険料を納めます。65歳以上の方と、40歳から64歳までの方とでは納め方が異なります。

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の方の保険料は、所得に応じた各段階の定額制になっています。各段階の保険料は市町村ごとに決めた基準額にその段階の保険料率をかけて算出します。

### (1) 保険料の所得段階

段階 (保険料率)	対象になる方	年間保険料
第1段階 (基準額×0.5)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	18,600円
第2段階 (基準額×0.5)	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	18,600円
第3段階 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税の方で第2段階に該当しない方	27,900円
第4段階 (基準額×1.00)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	37,200円
第5段階 (基準額×1.25)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	46,500円
第6段階 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	55,800円

※基準額 市町村の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、65歳以上の人で割った平均的な額。城里町の平成18～20年度の「基準額」は、年間37,200円です。

### (2) 保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方

▶ 年6回、年金から天引きになります。(特別徴収)  
※老齢(退職)年金のほかに遺族年金・障害年金も特別徴収の対象です。

年金が年額18万円未満の方

▶ 納入通知書で個別に納めます。(普通徴収) 納入通知書を送付しますので取り扱い金融機関で納めてください。

※このようなときは、納入通知書で納めます。(普通徴収)

・保険料が増額になった

▶ 増額分を納入通知書で納めます

・年度途中で65歳になった  
・年度途中で老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった  
・年度途中で他の市町村から転入した  
・保険料が減額になった  
・年金が一時差し止めになった

▶ 特別徴収の対象者として把握される月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)のおおむね6ヵ月後から天引きになります。それまでは納入通知書で納めます

## 40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

40歳～64歳までの方の保険料は、医療保険に上乘せして徴収され、加入している医療保険によって決め方、納め方はちがいます。保険料の納め始めは40歳になった日の前日の属する月からです。

### 口座振替のご案内

保険税・料の納付を口座振替にすると、納め忘れがなくなるので、忙しい人・不在がちな人に便利です。

お申込みの  
手続きに  
必要なもの

- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳の届け出印)
- 納税通知書